

## 出展規定

### 1. 出展物の範囲

大型、中型、小型、軽の各種トラック、およびトレーラ、特装車、特種車、作業車などの商用車、それらに関連する機器、部品、用品、資材、物流機器、通信機器、コンピュータなどのOA機器、関連ソフト、図書、整備機器、中古車等。また、主催者が本ショーの目的に合致するものと認めた製品等。

### 2. 出展物の保護と責任

出展物の保護については、出展者が責任を負うものとし、天災などの不可抗力による紛失、および会場内で発生した事故等による滅失あるいは毀損については、主催者が賠償の責任は負いかねます。また、出展物の搬出入、施工、実演などにおいて、事故発生防止の見地より主催者が危険と判断する場合、その作業方法の継続の制限、変更もしくは中止を求めることがあります。なお、出展者の出展ならばにそれに付随する行為によって事故が発生したときは、損害賠償その他の一切の責任は当該出展者に帰属する旨を予めご了承ください。

### 3. 高さ・重量制限

屋内展示会場設備の構造上、展示物・施工物の高さは以下のとおりとします。

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ・基礎小間          | 展示物・施工物ともに高さ3m以内      |
| ・スペース渡し(1~4コマ) | 展示物は高さ6m以内、施工物は高さ4m以内 |
| ・スペース渡し(5コマ以上) | 展示物・施工物ともに高さ6m以内      |
| ・屋外ピロティ        | 展示物・施工物ともに高さ4m以内      |

また出展物単体の重量は原則45t以下、1m<sup>2</sup>あたり床面は5t以下とします。

その他については、パシフィコ横浜展示ホール利用マニュアルに準拠します。

### 4. 搬出入について

会場の搬出入口のサイズは以下のとおりですので、ご注意ください。

搬出入口を通ることが難しい大型展示物については、屋外会場のご利用をお願いいたします。

W5.0m×H4.5m(屋内会場 展示ホールA~Dに計13か所)

### 5. 車両の展示について

会期中、屋内会場の展示ホール内でエンジンをかけることはできませんので、予めご了承ください。また、高圧ガス保安法によりプロパンガス等は、屋内会場に持ち込むことができませんので、ご注意ください。なお、天然ガス自動車、LPGガス自動車、燃料電池車等は、基本的に屋外展示となりますが、出展に際しては主催者にご一報ください。

### 6. 出展者の常駐と夜間警備

会期中、および搬出入時において出展関係者は必ず自社ブース内に常駐し、自らの責において出展物の管理にあたってください。なお、会期中及び出展物搬入後の一般的な夜間警備については、事務局委託の専門警備会社によって行います。夜間警備時間は通常午後6時から翌朝10時までとなります。

### 7. 免責事項と損害賠償

出展準備から撤去までの全期間を通じ、出展物及びその他の物品が滅失または毀損した場合でも、原因を問わず、主催者では賠償の責任を負いかねますことをご了承ください。出展者は損害保険の付保など、自社小間内では自己の責任において万全の管理を行ってください。また出展者または出展関係者が展示会場の建造物、付帯設備、備品等に損害を与えた、紛失させたなどした場合は、当該出展者の責任となります。

### 8. 規定の遵守と変更

出展者及び出展関係者は、主催者が設定した各種規定を遵守し、円滑な展示会運営に協力する責任を負います。

ただし、特に主催者における判断上やむをえない事情が生じた場合、主催者は上記各規定を変更することができます。

### 9. 残留物品の責任

搬出入時、会期中に自社小間内で発生した残材やゴミを、小間内、または通路等に放置した場合は、相当分の撤去処分に要した費用を申し受けます。

### 10. 展示会開催の変更または中止

天災、火災、その他の不可抗力の原因に基づき、主催者は会期の変更または開催の中止をすることができるものとします。

主催者は、これによって生じた出展者の損害を補償する義務を負わず、また出展者は、主催者への損害賠償請求権を放棄するものとします。

加えて、主催者は会期の変更または開催の中止を行う場合、出展者が支払った出展小間料金から準備費を含めた必要経費を差し引いた後の残金を甲に返金するものといたします。

### 11. 出展解約条件

出展申込締切日(2017年12月31日)を過ぎての出展解約については、下記の条件でキャンセル料が発生いたしますので、ご了承ください。

- (1) 会期初日(2018年5月10日)より起算して90日(2018年2月9日)以前の場合：出展料の50%  
(2) 会期初日(2018年5月10日)より起算して90日(2018年2月9日)以降の場合：出展料の100%

なお、出展を取り消す場合、小間面積を縮小する場合には、書面にて主催者へ通知してください。またその際、入金済みの場合は主催者より返金いたします。

### 12. お支払期日とその他の費用

出展料の請求書は申込書を受領し、確認が完了した後、主催者より発行いたします。請求書記載の支払期日までに指定の銀行口座にお振込みください。原則、請求書発行1ヶ月後の末日を支払期日とします。また、その他の電気幹線工事代(電力使用量を含む一次側電気幹線工事代)、アンカーボルト打設費等は、展示会終了後に料金を算出し、2018年6月30日までにご請求いたしますので、速やかにお支払い頂きますようお願いいたします。